

## 平成29年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

### 【問題Ⅰ】

- (1) 意匠法上の物品について説明せよ。
- (2) 意匠法における画像の保護の範囲について、意匠が物品に係るものと規定されている観点から述べよ。

【40点】

### 【問題Ⅱ】

甲は、意匠イを創作し、平成27年3月10日に意匠イについて意匠登録出願Aをし、平成27年6月1日に展示販売会に出品し、その後、受注活動を継続している。また、展示販売会での反響を参考にして、平成27年7月10日に、意匠イを改変した意匠ロを創作した。平成27年8月30日に、意匠イ及びロに係る物品を製造するための製造設備を用意し、その後、意匠ロについて受注活動を開始した。そして、平成28年1月10日に意匠イ、意匠ロの双方に係る物品の販売を開始した。意匠ロは明らかに意匠イと類似するものであったので、甲は意匠ロについて意匠登録出願をしていない。

意匠登録出願Aは、公知意匠に類似するとの理由で拒絶査定となり、平成28年1月20日にこの査定は確定した。

乙は、平成27年7月20日に、自ら独自に創作した意匠ハについて意匠登録出願Bをし、平成27年12月1日に設定登録された。意匠ハは意匠イ、意匠ロの双方に類似するものであった。

乙は、平成28年2月1日に、甲に対し、甲による意匠イ及び意匠ロに係る物品の販売は、乙が保有する意匠ハに係る意匠権の侵害であるとの警告をした。

甲は、意匠イも意匠ロも自分が独自に創作したのに侵害だと言われる理由が解らずに、また、侵害への対応について弁理士に相談した。

甲から相談を受けた弁理士として、甲が侵害だと言われる理由を述べた上で、侵害警告への対応について、甲に説明すべき事項を列挙し、適用条文とその立法趣旨を含めて事案に即して述べよ。

なお、意匠法の適用関係に限り、権利行使の制限（意匠法第41条において準用する特許法第104条の3）には言及しないものとする。

【60点】